# 公 ┉ 沤 삒 金曜日 23 ⊞ 平成 27 年 10 月

平成27年10月23日 第3738号

(福祉総務課) ……6

(県営住宅課) ……7

(県土整備総務課) ……7

## 目 次

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示

○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認

○基本測量の実施

告	示(第845号 – 第852号)		
○漁業災害補償済	法に基づく特定第2号漁業者の同意	(水産振興課)	2
○青少年に有害な	な図書類の指定	(青少年課)	2
○道路の区域の変	变更	(道路維持課)	2
○道路の供用の関	<b></b> 捐始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開	<b></b> 捐始	(道路維持課)	3
○保安林予定森林	木の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場	易所等	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安村	木に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
公	告		
○開発行為に関す	ける工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関す	ける工事の完了	(都市計画課)	4
○特定非営利活動	助法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動	助法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	·····5
○特定非営利活動	助法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	·····5
○開発行為に関す	する工事の完了	(都市計画課)	5
○特定非営利活動	助法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○開発行為に関す	ける工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行为12関で	よる工事の学了	(都市計画課)	6

○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)	ı	○公共測量の実施	(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	7	
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       8         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       8         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の表方       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)		○公共測量の実施	(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	7	
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)		○公共測量の実施	(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	8	
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	8	028)
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	8	092-643-3028) 092-431-4061)
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の実施       (県土整備総務課) <th></th> <th>○公共測量の実施</th> <th></th> <th>(県土整備総務課)</th> <th>8</th> <th>092-4 092-4</th>		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	8	092-4 092-4
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の実施       (県土整備総務課) <th></th> <th>○公共測量の実施</th> <th></th> <th>(県土整備総務課)</th> <th>9</th> <th>(無) (相) (相) (相)</th>		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	9	(無) (相) (相) (相)
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課) <th></th> <th>○公共測量の実施</th> <th></th> <th>(県土整備総務課)</th> <th>9</th> <th>難っ</th>		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	9	難っ
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       9         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         ○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正       12		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	9	金ショ
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         ○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正       12		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	9	河 7
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         ○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正       12	Î	○公共測量の実施		(県土整備総務課)	9	정 ポー1
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         ○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正       12		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	10	行ス
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       10         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         選挙管理委員会       (政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正       12		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	10	務部ペンク
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         選挙管理委員会       ○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正       □		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	10	総がに
○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の実施       (県土整備総務課)       11         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○公共測量の終了       (県土整備総務課)       12         ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出       (中小企業振興課)       12         選挙管理委員会       ○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正       □		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	10	福 岡 県 株式会社
□公共測量の実施 (県土整備総務課) 11 □公共測量の実施 (県土整備総務課) 11 □公共測量の実施 (県土整備総務課) 11 □公共測量の終了 (県土整備総務課) 12 □公共測量の終了 (県土整備総務課) 12 □公共測量の終了 (県土整備総務課) 12 □公共測量の終了 (県土整備総務課) 12 □大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 12 ■ 選挙管理委員会 □政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正 □ □		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	11	
<ul> <li>○公共測量の実施</li> <li>○公共測量の実施</li> <li>○公共測量の実施</li> <li>○公共測量の実施</li> <li>○公共測量の終す</li> <li>○公共測量の終了</li> <li>○「県土整備総務課)</li> <li>○「児土整備総務課)</li> <li>○「日本整備総務課)</li> <li>○「日本を構設務課)</li> <li>○「日本を構設務課)</li></ul>		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	11	7 号 1 号
□ 公共側量の実施 (県土整備総務課) 11 □ 公共測量の終了 (県土整備総務課) 12 □ 公共測量の終了 (県土整備総務課) 12 □ 公共測量の終了 (県土整備総務課) 12 □ 公共測量の終了 (県土整備総務課) 12 □ 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 12 □ 選挙管理委員会 □ 政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	11	帝 帝
<ul> <li>○公共測量の実施</li> <li>○公共測量の終了</li> <li>○公共測量の終了</li> <li>○公共測量の終了</li> <li>○公共測量の終了</li> <li>○公共測量の終了</li> <li>○公共測量の終了</li> <li>○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出</li> <li>○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出</li> <li>(中小企業振興課)</li> <li>12</li> <li>選挙管理委員会</li> <li>○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正</li> </ul>		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	11	7 H 6
(中小企業振興課) ······12 製 関 関 関 で で で で で で で で で で で で で で で で		○公共測量の実施		(県土整備総務課)	11	公子園
(中小企業振興課) ······12 製 関 関 関 で で で で で で で で で で で で で で で で		○公共測量の終了		(県土整備総務課)	12	
(中小企業振興課) ······12 製 関 関 関 で で で で で で で で で で で で で で で で		○公共測量の終了		(県土整備総務課)	12	多世
(中小企業振興課) ······12 報义 <b>選挙管理委員会</b> ()政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正		○公共測量の終了		(県土整備総務課)	12	曜日 岡 市 博 多 区 東 公 岡市博多区博多駅南六
○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正		○大規模小売店舗	立地法第6条第2項の規定に基づく	変更の届出		
○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正				(中小企業振興課)	12	火 強
○政治団体の平成24年分及び平成25年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課)13 と		選挙管理	委員会			毎週 8577 0016
(市町村支援課)13 上		○政治団体の平成2	24年分及び平成25年分収支報告書の	要旨の一部訂正		·日 毎週 812-8577 812-0016
				(市町村支援課)	13	沿⊩⊩
(市町村支援課)13 火 栄						定期分 (発行) (作成)

# 告 示

#### 福岡県告示第845号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所		氏		名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
福岡市東区 志賀島	船	越	元	司	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区	小型特定漁業、小型 一般漁業及び小型定
"	中	島	利	幸	(志賀島加入区)	置網漁業

### 福岡県告示第846号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代11月号	雑誌15277 - 11	株式会社メディア ボーイ	青少年の残虐性を 著しく助長し、又 は青少年の非行を 誘発し、若しくは
図書	2	実話ドキュメント 11月号	雑誌15115- 11	マイウェイ出版株式会社	助長し、その健全 な育成を阻害する おそれがある。

#### 福岡県告示第847号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路	線	名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
					前	久留米市田主丸町石垣 499番1先から 久留米市田主丸町石垣 565番1先まで	9.5 ~ 17.6	130.0
久留米	県道	浮草久留	羽野米	線	前	久留米市田主丸町石垣 499番1先から 久留米市田主丸町石垣 565番1先まで	10.0 ~ 16.6	137.1
					後	久留米市田主丸町石垣 499番1先から 久留米市田主丸町石垣 565番1先まで	9.5 ~ 17.6	130.0

### 福岡県告示第848号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 路線名

供用開始の区間

 浮羽
 久留米市田主丸町石垣499番1先から

 久留米
 草野線

 久留米
 久留米市田主丸町石垣565番1先まで

#### 福岡県告示第849号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	田主丸 停車場 線	久留米市田主丸町石垣490番1先から
	石垣	久留米市田主丸町石垣497番1先まで

### 福岡県告示第850号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市石坂934の7、934の2・1011の20(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第851号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川扇谷44の8、48、89の10、130、137、173、188の1、188の4、230、231の8、238の7

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、

期間及び樹種

次のとおりとする。

账

10 月

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び みやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第852号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた ので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所 田川市大字猪国753の31、753の47、753の49から753の62まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称 宗像市池浦字川原田372番15
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

直方市上新入2399-1-202

城戸 勇樹

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市荻浦字下新開514番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸島市荻浦225番地

重富 クニエ

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す る。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成27年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 NPO法人日本九援隊
- (2) 代表者の氏名

肥後 孝

- (3) 主たる事務所の所在地 大野城市瓦田二丁目4番26号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般住民に対して、災害に関する啓発活動を行い、災害発生に 際しては、災害救援に関わる人員派遣に関する事業を行い、以て、地域社会の安定 と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

么

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成27年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人環境技術国際協力センター

(2) 代表者の氏名 金田 資郎

(3) 主たる事務所の所在地 福岡市中央区今泉二丁目4番31-604号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、環境・緑化研究者、技術者を一同に会し、都市の中に緑を増やし、守 り、市民が身近な自然に親しみながら豊かな暮らしが営めることができるよう、環 境・緑化技術の普及に努めることを提唱する。快適な環境を保持するために、適正 な廃棄物処理、水や大気の浄化のための技術開発・研究を行い、環境保全技術の普 及に努める。日本庭園の文化性を広く伝承をするため、日本庭園伝承交流基金を創 設し、技術者の育成を行う。

海外においては、乾燥地の植林や緑化技術支援、廃棄物処理などの環境技術支援 、海外の日本庭園の維持管理技術専門家を派遣、国際交流に貢献する。

また、緑化・造園に関する技術研修会・講演会等の事業、環境教育に関するプロ グラム立案・研修会・講演会の実施など種々の事業を行うことで、豊かな緑の創出 、環境保全、日本の造園文化を国内外に対して普及させることを目的とする。

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成27年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人北筑しょう福会
- (2) 代表者の氏名 亀崎 一郎
- (3) 主たる事務所の所在地 柳川市大和町豊原6番地3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の主体性とエンパワーメントを基本に据えたノーマライゼー ションの理念の下、地域での就労の機会を創出し、また、その支援と生活支援に係 る事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目 的とする。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡大任町大字今任原字柳瀬ノ前2605番から2607番まで

ò

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月23日

田川市新町23番47号

株式会社くすりのコーエイ

代表取締役 田中 元伸

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日 平成27年10月2日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 NPO法人高齢者シェアホーム協会

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

- (2) 代表者の氏名 吉田 通子
- (3) 主たる事務所の所在地 筑紫野市二日市西四丁目8番12号
- (4) 定款に記載された目的

(HI)

この法人は、高齢者及び障害者に対して、共助による共同生活の支援の場を提供 する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、高齢者及び障害者に対して、共助による共同生活の支援の場を提供 する事業及び介護事業並びに福祉用具貸与、販売事業を行い、福祉の増進に寄与す ることを目的とする。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糟屋郡新宮町大字原上字千田1741-2、1741-3、1742-1及び1742-4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号虎ノ門ツインビルディング東棟19階 株式会社シーアールイー 代表取締役 山下 修平

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 みやま市高田町江浦字東溝尻159番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八女市黒木町本分1510番地1 アーバンハイム205号 古智 達也

#### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第3号及び第8号の 規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡 県規則第44号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuokalg.ip/)

に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の程度、方法及び期間並びに実費 弁償の基準を定めた平成25年内閣府告示第228号の一部改正(平成27年内閣府告示第 44号)を受けて、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の規定により本県で定 めることとされている救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を改め、また 、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第 3号及び第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかっ たものです。

2 規則の公布日

平成27年10月23日

公告

福岡県営住宅条例(平成9年福岡県条例第69号)第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

			料等		
名称	位置	利用料金 (月額)	保証金	承認年月日	
福岡県営幸町住宅	京都郡苅田町幸町	3,500円	10,500円	平成27年10月8日	
福岡県営本城住宅	北九州市八幡西区 本城東	4,000円	12,000円	平成27年10月8日	

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院

長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により 公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量 (電子基準点現地調查)

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
久留米市、八女市、みやま市、朝倉郡東峰村	平成27年8月24日から
、築上郡築上町	平成27年11月30日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡水巻町宮尾台地区	平成27年4月29日から 平成27年8月26日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

┉

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
田川市大字奈良	平成27年7月15日から 平成27年10月31日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
田川郡川崎町大字川崎	平成27年8月25日から 平成27年10月8日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所八幡維持出張所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量·水準測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区藤田	平成27年5月29日から 平成27年7月31日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区不老町一丁目	平成27年6月3日から 平成27年9月7日まで

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量・水準測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区堀川町	平成27年6月1日から 平成27年11月20日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鞍手郡鞍手町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
鞍手郡鞍手町大字中山・古門	平成27年6月15日から 平成27年9月22日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀郡遠賀町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量·水準測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡遠賀町大字木守・広渡地区	平成27年7月2日から 平成27年9月30日まで

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区	平成27年7月17日から 平成27年10月30日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市戸畑区	平成27年8月3日から 平成28年3月31日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

10

38年

第37385

ধ

账

恤

金曜日

Ш

皿

平成 27

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量外)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡遠賀町、行橋市、築上郡築上町内	平成27年8月5日から 平成27年9月30日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区	平成27年8月10日から 平成27年11月30日まで

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

#### 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大野城市内一円	平成27年8月24日から 平成27年11月4日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区一円	平成27年8月19日から 平成27年11月30日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

账

	· ·
北九州市内一円	平成27年8月19日から 平成28年3月31日まで

## 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区	平成27年9月1日から 平成27年11月30日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に より、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量 (数值写真地図作成)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大野城市全域	平成27年8月17日から 平成28年3月31日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に より、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量外)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡築上町	平成27年9月10日から 平成27年9月30日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区大字楠橋	平成27年9月14日から 平成28年3月31日まで

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量(地形測量(細部測量))

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市一円、大野城市一円、太宰府市一円、 筑紫野市一円、久留米市一円、うきは市一円	

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量(基準点測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成27年6月12日

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した 旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公 示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (水準測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終了年月日
久留米市の一部、筑後市の一部、大川市の一 部、みやま市の一部、三潴郡大木町の一部	平成27年 6 月23日

#### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量外)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終了年月日
遠賀郡遠賀町	平成27年4月30日

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同附則 法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告する。

沮

27

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年10月5日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 西鉄ストア太宰府店
- (2) 所在地 太宰府市五条二丁目22番7号
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前6時00分~午後5時00分	午前6時00分~午後10時00分

# 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県第九選挙区支部及びにじ農政連の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成24年分の政治団体の収支報告書の要旨(平成25年11月福岡県選挙管理委員会告示第123号)及び平成25年分の政治団体の収支報告書の要旨(平成26年11月福岡県選挙管理委員会告示第108号)の一部を、次のとおり改める。

平成27年10月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

平成24年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第九選挙区支部の項を次のとおり 改める。

90 自由民主党福岡県第九選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

三原 朝彦

公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日 2	5.05.01
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	88,986,090円
ア 前年繰越額	9,322,403円
イ 本年収入額	79,663,687円
(2) 支出総額	50,530,858円
(3) 翌年への繰越額	38,455,232円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
イ 寄附	59,953,760円
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く)(内訳別掲)	59,953,760円
a 個人からの寄附	32,685,760円
b 法人その他の団体からの寄附	19,128,000円
c 政治団体からの寄附	8,140,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,219,500円
樹の会	154,000円
樹の会	34,000円
樹の会	9,000円
樹の会	148,500円
朝食会	6,000円
朝食会	12,000円
朝食会	6,000円
食事会	40,000円
若獅子会	140,000円
明朝会	160,000円
ふつこの通信購読料	10,000円
ふつこの通信購読料	500,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	17,500,000円
自由民主党本部	17,500,000円
カ その他の収入	990,427円

14	払い戻し	108,630円	西原 靖博	60,000円 北九州市八幡西区
	社会保険個人預かり金	880,521円	高嶋 康年	100,000円 北九州市八幡西区
8 加	一件十万円未満のもの	1,276円	永野 三千代	300,000円 北九州市八幡西区
7 3	合計	79,663,687円	上野 陽右	400,000円 北九州市八幡西区
$_{\odot}$	[寄附の内訳]		豊瀬 尉	100,000円 行橋市
無	a 個人からの寄附		菊竹 開三	60,000円 北九州市八幡西区
	(寄附者の氏名)	(金額) (住所)	柏木 武美	100,000円 行橋市
	柳 恵美子	60,000円 北九州市八幡西区	永野 吉鎌	100,000円 北九州市八幡西区
	中司 郁代	60,000円 遠賀郡遠賀町	永野 サカヱ	1,000,000円 北九州市八幡西区
	石原 健一	270,000円 兵庫県神戸市東灘区	安藤 公一	100,000円 東京都品川区
	舩津 清子	150,000円 北九州市八幡西区	野見山 博吉	300,000円 福岡市南区
	上野 益弘	60,000円 遠賀郡水巻町	芦馬 廣徳	1,000,000円 田川郡福智町
報	長野 熈	242,000円 北九州市八幡西区	鹿児嶋 望	100,000円 福岡市中央区
	小宮 俊秀	2,500,000円 行橋市	中嶋 隆夫	100,000円 北九州市八幡西区
ধ	小宮 菫	6,500,000円 行橋市	花田 紘一	100,000円 北九州市八幡西区
账	松本 美香	3,880,000円 行橋市	福田 仁一	100,000円 北九州市小倉南区
`	小宮 裕	2,050,000円 大分県大分市	その他	3,817,760円
沤	奥村 美絵	1,650,000円 福岡市中央区	小計	31,185,760円
畑	上野 渡海児	720,000円 北九州市八幡西区	b 法人その他の団体からの寄附	
-₩-	河原 良子	2,200,000円 北九州市八幡西区	(寄附者の名称)	(金額) (事務所の所在地)
	船元 泰之	60,000円 北九州市若松区	(株) 千草	60,000円 北九州市八幡東区
ш	三原 朝彦	900,000円 北九州市八幡西区	清新産業 (株)	100,000円 北九州市八幡東区
金曜	松井 光由	80,000円 遠賀郡岡垣町	(株)ニュー豊栄	120,000円 北九州市小倉北区
	増井 淳	1,000,000円 北九州市小倉北区	(株) 直方葬祭	120,000円 直方市
23 H	真花 宏行	60,000円 北九州市若松区	富士岐工産 (株)	60,000円 北九州市八幡西区
町	宇佐美 正則	100,000円 北九州市八幡西区	ドーカイ商事 (株)	60,000円 北九州市八幡東区
年 10	金澤 潤児	300,000円 北九州市八幡西区	(株)総合システム	60,000円 北九州市八幡西区
27 4	東原 絹代	140,000円 遠賀郡遠賀町	(株) 日芳興産	60,000円 北九州市八幡西区
平成	坂口 勝利	106,000円 北九州市八幡西区	マインド (株)	60,000円 北九州市八幡西区
F	土屋 卓洋	60,000円 千葉県八千代市	(株) 白海	120,000円 北九州市若松区
	古野 義章	200,000円 直方市	日本ヒューム(株)福岡支社	60,000円 福岡市博多区

_						
	宇佐美運輸機工	100,000円	北九州市若松区	(有) 泉商会	600,000円	北九州市八幡西区
	日本電話センター (株)	60,000円	北九州市八幡西区	上野精機(株)	3,260,000円	遠賀郡水巻町
8	(株)海渡設計	120,000円	田川郡福智町	永順産業 (株)	120,000円	遠賀郡岡垣町
7 3	中嶋化学工業 (株)	120,000円	北九州市八幡西区	オート・アベニュー	120,000円	北九州市八幡西区
$^{\circ}$	上野建設	2,000,000円	北九州市若松区	大石産業 (株)	60,000円	北九州市八幡東区
無	協栄興産(株)	60,000円	北九州市八幡西区	大島建設 (株)	60,000円	北九州市若松区
	上津役製作所	160,000円	中間市	岡﨑建工(株)	120,000円	北九州市小倉北区
	丸重商事 (株)	100,000円	北九州市八幡東区	折尾タクシー (株)	60,000円	北九州市八幡西区
	北九州印刷 (株)	60,000円	北九州市八幡西区	(株) 遠賀タクシー	120,000円	遠賀郡遠賀町
	(株) 成和産業	60,000円	北九州市八幡西区	梶原塗装 (株)	60,000円	北九州市八幡東区
	(株) まるまんフィオーレ	360,000円	直方市	(医) 小嶺江藤病院	138,000円	北九州市八幡西区
	高田組(有)	60,000円	北九州市八幡東区	北九州ふよう (株)	120,000円	北九州市小倉北区
日報	(医) 萩原中央病院	60,000円	北九州市八幡西区	九州総合建設 (株)	120,000円	北九州市若松区
'''	(株) 八幡ビルエンジニアリング	60,000円	北九州市八幡西区	(有) 楠木建築設計	60,000円	北九州市八幡西区
Ø	(株) ホリカワ	60,000円	北九州市戸畑区	工藤産業 (株)	120,000円	北九州市八幡東区
账	髙嶋産業 (株)	300,000円	北九州市八幡西区	くらてガス (株)	120,000円	鞍手郡鞍手町
`	西部タイヤ	100,000円	北九州市八幡西区	(有) 鴻鵠産業	500,000円	行橋市
洭	(株) カマタ	300,000円	北九州市若松区	小西建設工業 (株)	120,000円	遠賀郡岡垣町
幅	(有) 鎌田化成	700,000円	北九州市若松区	三和金属 (株)	60,000円	北九州市若松区
₩	(有) 廣岡建設工業	60,000円	北九州市若松区	(株) 菅原福岡営業所	120,000円	福岡市東区
	平和電業 (株)	100,000円	北九州市戸畑区	(株) 田中	120,000円	北九州市若松区
ш	(医) 元気が湧く	500,000円	福岡市南区	大同建設 (株)	120,000円	北九州市小倉北区
金曜	(株) イーエスケイ	60,000円	愛媛県松山市	大同自動車 (株)	60,000円	北九州市八幡西区
	松本健司税理士事務所	100,000円	北九州市八幡西区	高倉運輸 (株)	240,000円	遠賀郡遠賀町
23 H	栄陽子留学研究所	200,000円	東京都港区	(株) 太平建設	60,000円	北九州市小倉北区
田	大光炉材 (株)	120,000円	北九州市戸畑区	(株) 東筑軒	60,000円	北九州市八幡西区
年10	(株) 丸都運輸	240,000円	遠賀郡岡垣町	洞海マリンシステムズ (株)	60,000円	北九州市若松区
27 4	(有) ワイドエー	120,000円	田川郡福智町	仲建設 (株)	120,000円	北九州市八幡西区
平成	(株) 阿部光林社	120,000円	北九州市八幡西区	西田工業(株)	60,000円	飯塚市
F	(株) 飯塚ホンダ	60,000円	飯塚市	日東ベンディング西日本 (株)	120,000円	糟屋郡粕屋町
	(株) 石松商会	60,000円	北九州市八幡西区	(株) 初瀬屋	60,000円	北九州市八幡西区
15						

16	宮本産商	60,000円	北九州市八幡西区	戸畑区医師連盟	100,000円	北九州市戸畑区
	(株) 安井組	120,000円	北九州市八幡西区	福岡県不動産政治連盟	300,000円	福岡市博多区
8	(有)大和タクシー	60,000円	北九州市八幡西区	日本商工連盟北九州地区	100,000円	北九州市小倉北区
7 3	(株) 安田生花店	120,000円	北九州市八幡西区	その他	140,000円	
$^{\circ}$	(株) 安川トランスポート	120,000円	北九州市八幡西区	小計	8,140,000円	
無	(医)行橋クリニック	500,000円	行橋市	(2) 支出の内訳		
	(有) 公益社	150,000円	中間市	ア 経常経費	16,210,061円	
	菱信産業 (株)	60,000円	北九州市八幡西区	(ア) 人件費	11,198,112円	
	(株) 和光	60,000円	北九州市八幡西区	(イ) 光熱水費	1,163円	
	ワタキューセイモア (株) 九州支社	120,000円	佐賀県小城市	(ウ) 備品・消耗品費	2,702,333円	
	福岡県トラック協会筑豊支部	500,000円	飯塚市	(工) 事務所費	2,308,453円	
	その他	2,660,000円		イ 政治活動費	34,320,797円	
報	小計	19,128,000円		(ア) 組織活動費	11,235,161円	
	c 政治団体からの寄附			(イ) 選挙関係費	7,000,000円	
ধ	(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業	費 15,075,382円	
些	平成研究会	2,000,000円	東京都千代田区	a 機関紙誌の発行事業費	2,062,500円	
`	日本司法書士政治連盟福岡会	500,000円	福岡市中央区	b 宣伝事業費	12,153,697円	
題	日本弁護士政治連盟	100,000円	東京都千代田区	d その他の事業費	859,185円	
岬	TKC全国政経研究会	100,000円	東京都新宿区	(工) 調査研究費	10,254円	
-14-	TKC九州政経研究会	100,000円	福岡市中央区	(オ) 寄附・交付金	1,000,000円	
	北九州市八幡医師連盟	300,000円	北九州市八幡東区	合計	50,530,858円	
ш	日本建築工事事務所政経研究会	100,000円	東京都中央区	平成25年分収支報告書の要旨中、自由	日民主党福岡県第九選挙区支部	『の項を次のとおり
金曜	福岡県薬剤師政治連盟	300,000円	福岡市博多区	改める。		
Ш	福岡県医師連盟	1,000,000円	福岡市博多区	87 自由民主党福岡県第九選挙区支部		
23 E	北九州市医師連盟	1,000,000円	北九州市小倉北区	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1	項第1号
田	全国社会保険労務士政治連盟	100,000円	東京都中央区	公職の候補者の氏名	三原 朝彦	
年 10	福岡県歯科医師連盟	500,000円	福岡市博多区	公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
27	北九州地区トラック事業政治連盟	500,000円	北九州市小倉北区	報告年月日	26.05.07	
平成	福岡県トラック事業政治連盟	500,000円	福岡市博多区	1 収入・支出の総額		
121	北九州タクシー政治連盟	100,000円	北九州市小倉北区	(1) 収入総額	78,558,946円	
	福岡県北九州筑豊税理士政治連盟	300,000円	北九州市小倉南区	アー前年繰越額	38,455,232円	
				l		

_								
	イ	本年収入額	40,103,714円		松津	清子	120,000円	北九州市八幡西区
8年	(2)	支出総額	50,413,957円		長野	熙	242,000円	北九州市八幡西区
	(3)	翌年への繰越額	28,144,989円		小宮	俊秀	1,500,000円	行橋市
7 3	2 収	ス・支出の内訳			小宮	菫	2,750,000円	行橋市
$^{\circ}$	(1)	収入の内訳			松本	美香	3,900,000円	行橋市
無	イ	寄附	25,323,238円		小宮	裕	2,100,000円	大分県大分市
		(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く)(内訳別掲)	25,323,238円		奥村	美絵	1,800,000円	福岡市中央区
		a 個人からの寄附	15,304,000円		宇佐	美 正則	100,000円	北九州市八幡西区
		b 法人その他の団体からの寄附	9,919,238円		長谷	川 浩子	300,000円	東京都港区
		c 政治団体からの寄附	100,000円		山田	憲義	100,000円	中間市
	ウ	機関紙誌の発行その他の事業による収入	611,500円		高森	道雄	100,000円	鳥取県鳥取市
		明朝会懇親会	176,000円		髙嶋	康年	100,000円	北九州市八幡西区
報		市瀬地区東京旅行反省会	39,000円		中川	原 三和子	100,000円	佐賀県鳥栖市
		桜を見る会写真交換会	5,500円		石原	健一	120,000円	兵庫県神戸市東灘区
Ø		すずきの通信購読料	6,000円		永野	サカヱ	1,000,000円	北九州市八幡西区
⊪		すずきの通信購読料	350,000円		宮本	克彦	300,000円	東京都世田谷区
		折尾地区後援会	35,000円		その	他	432,000円	
洭	才	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,500,000円		小計		15,304,000円	
幅		自由民主党本部	12,000,000円		b 法	人その他の団体からの寄附		
-₩-		自由民主党福岡県支部連合会	500,000円		(寄附	者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
	カ	その他の収入	1,668,976円		(有	) ワイド・エー	120,000円	田川郡福智町
ш		社会保険個人より預り金	1,520,610円		(株	阿部光林社	120,000円	北九州市八幡西区
金曜日		自由民主党八幡西支部事務費	120,000円		(株	) 飯塚ホンダ	60,000円	飯塚市
		一件十万円未満のもの	28,366円		(株	)石松商会	60,000円	北九州市八幡西区
23 H	合計		40,103,714円		(有	)泉商会	400,000円	北九州市八幡西区
田	[寄	附の内訳]			上野	精機 (株)	1,060,000円	遠賀郡水巻町
年10		a 個人からの寄附			永順	産業 (株)	120,000円	遠賀郡岡垣町
27 4		(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	(有	) オートアベニュー	120,000円	北九州市八幡西区
平成		上野 益弘	60,000円	遠賀郡水巻町	大石	産業 (株)	60,000円	北九州市八幡東区
		中司 郁代	60,000円	遠賀郡遠賀町	大島	建設 (株)	60,000円	北九州市若松区
		柳 恵美子	120,000円	北九州市八幡西区	岡﨑	建工(株)	120,000円	北九州市小倉北区
17								

18	折尾タクシー (株)	60,000円 北九州市八幡西区	(株) 和光	60,000円	北九州市八幡西区
	(株) 遠賀タクシー	120,000円 遠賀郡遠賀町	ワタキューセイモア(株)九州支店	120,000円	佐賀県小城市
∞ 亦	梶原塗装 (株)	60,000円 北九州市八幡東区	大同自動車 (株)	56,220円	北九州市八幡西区
7 3	(医) 義翔会小嶺江藤病院	120,000円 北九州市八幡西区	ドーカイ商事 (株)	60,000円	北九州市八幡東区
က	北九州ふよう (株)	120,000円 北九州市小倉北区	(株) 丸都運輸	240,000円	遠賀郡岡垣町
無	(有) 楠木建築設計事務所	60,000円 北九州市八幡西区	(株) 豊栄	120,000円	北九州市小倉南区
	工藤産業 (株)	120,000円 北九州市八幡東区	(医) ふらて会西野病院	240,000円	北九州市八幡東区
	くらてガス (株)	120,000円 鞍手郡鞍手町	(有) 直方葬祭	120,000円	直方市
	(有) 公益社	60,000円 中間市	(株) 総合システム	60,000円	北九州市八幡西区
	(有) 鴻鵠産業	500,000円 行橋市	(株) 日芳興産	60,000円	北九州市八幡西区
	小西建設工業 (株)	120,000円 遠賀郡岡垣町	マインド (株)	60,000円	北九州市八幡西区
	三和金属 (株)	60,000円 北九州市若松区	(株) 白海	120,000円	北九州市若松区
器	(株) 菅原福岡営業所	120,000円 福岡市東区	日本ヒューム(株)福岡支社	60,000円	福岡市博多区
.,,,	(株) 田中	120,000円 北九州市若松区	(株) 宇佐美運輸機工	100,000円	北九州市若松区
4	大光炉材 (株)	100,000円 北九州市戸畑区	(株)海渡設計	120,000円	田川郡福智町
<b>빠</b>	大同建設 (株)	120,000円 北九州市小倉北区	日本電話センター (株)	60,000円	北九州市八幡西区
_`	髙倉運輸 (株)	240,000円 遠賀郡遠賀町	中嶋化学工業(株)	120,000円	北九州市八幡西区
題	(株) 太平設計	60,000円 北九州市小倉北区	協栄興産(株)	60,000円	北九州市八幡西区
幅	(株) 東筑軒	60,000円 北九州市八幡西区	山一建設工業 (株)	60,000円	北九州市小倉北区
<del>-</del>	洞海マリンシステムズ (株)	60,000円 北九州市若松区	(株) 上津役製作所	120,000円	北九州市八幡西区
	仲建設 (株)	120,000円 北九州市八幡西区	(株) 栄陽子留学研究所	120,000円	東京都港区
ш	西田工業(株)	60,000円 飯塚市	(株) 北九州印刷	60,000円	北九州市八幡西区
金曜	日東ベンディング西日本 (株)	120,000円 福岡市博多区	富士岐工産 (株)	60,000円	北九州市八幡西区
	(株) 初瀬屋	60,000円 北九州市八幡西区	不二貿易 (株)	120,000円	北九州市若松区
23 H	宮本産商 (株)	60,000円 北九州市八幡西区	(株) タカギ	120,000円	北九州市小倉南区
田	(株) 安井組	120,000円 北九州市八幡西区	その他	1,386,018円	
年 10	(有) 大和タクシー	60,000円 北九州市八幡西区	小計	9,919,238円	
27 年	(株) 安田生花店	57,000円 北九州市八幡西区	c 政治団体からの寄附		
<b>州</b>	(株) 安川トランスポート	120,000円 北九州市八幡西区	(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
F	(医) 行橋クリニック	500,000円 行橋市	福岡県医師連盟	100,000円	福岡市博多区
	菱信産業 (株)	60,000円 北九州市八幡西区	小計	100,000円	

	(2) 支出の内訳		ア 経常経費	942,000円	
8号	ア 経常経費	28,816,991円	(ア) 人件費	942,000円	
	(ア) 人件費	18,180,158円	イ 政治活動費	3,157,540円	
7 3	(イ) 光熱水費	535,736円	(ア) 組織活動費	1,947,540円	
$\circ$	(ウ) 備品・消耗品費	2,448,214円	(オ) 寄附・交付金	605,000円	
無	(工) 事務所費	7,652,883円	(カ) その他の経費	605,000円	
	イ 政治活動費	21,596,966円	合計	4,099,540円	
	(ア) 組織活動費	7,816,207円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金	<b>念にかかる支出) 605,000円</b>	
	(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	10,525,009円			
	a 機関紙誌の発行事業費	2,052,500円			
	b 宣伝事業費	8,085,652円			
	d その他の事業費	386,857円			
報	(工) 調査研究費	15,750円			
	(オ) 寄附・交付金	3,240,000円			
$\langle 4$	合計	50,413,957円			
⊪	(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出) 1,800,000円				
	平成25年分収支報告書の要旨中、にじ農政	連の項を次のとおり改める。			
迢	52 にじ農政連				
押	報告年月日	26.04.23			
-74-	1 収入・支出の総額				
	(1) 収入総額	4,103,934円			
ш	ア 前年繰越額	12,109円			
金曜日	イ 本年収入額	4,091,825円			
Ш	(2) 支出総額	4,099,540円			
23 E	(3) 翌年への繰越額	4,394円			
田	2 収入・支出の内訳				
年10	(1) 収入の内訳				
27	ア 個人の負担する党費又は会費	(金額·人数) 4,091,807円 4035人			
平成	カ その他の収入	18円			
*1	合計	4,091,825円			
6	(2) 支出の内訳				
19					